

第5期越谷市障がい福祉計画
第1期越谷市障がい児福祉計画

平成30年3月

越谷市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の性格、位置づけ、期間	2
第2章 計画の目標	5
1. 基本理念	5
2. 基本目標	7
3. 成果目標の設定	10
第3章 サービスの見込量と見込量確保の方策	16
1. 「障害福祉サービス・相談支援」の見込量と見込量確保の方策	18
2. 「地域生活支援事業」の見込量と見込量確保の方策	26
3. 「障がい児支援」の見込量と見込量確保の方策	38
第4章 計画の実現に向けて	42
資料編	45
1. アンケート調査概要	47
2. 障害者手帳所持者数の推移（各年度末）	48
3. 計画の策定経過と策定体制	50
4. 用語の解説	52

※ 本計画書での「障害者」、「障害」の表記について

「障害者」、「障害」の表記について、法令等に基づくものや固有名詞などを除き、原則として「障がい者」、「障がい」と表記します。

※ 本計画書での「障がい者」、「障がい児」、「障がい者等」とは

「障がい者」は18歳以上の障がい者を、「障がい児」は18歳未満の障がい児を、「障がい者等」は18歳以上の障がい者及び18歳未満の障がい児をそれぞれ表すものとします。

※ 本計画書の見込みの数値について

「第2章 計画の目標」及び「第3章 サービスの見込量と見込量確保のための方策」の各項目における平成29年度から32年度までの見込みの数値については、平成29年9月現在の実績に基づき算出しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成16年3月に策定した「新越谷市障害者計画」から平成28年3月に策定した「第4次越谷市障がい者計画」に至るまで、一貫して「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現を目指し、各種の障がい者施策を進めてきました。

平成18年10月に施行された障害者自立支援法では、これまで障がい種別ごとに提供されてきたサービスの一元化や既存のサービス体系の再編、利用者負担の見直しなどが行われるとともに、障害福祉サービス等を円滑に提供できるよう、数値目標やサービスの必要な量の見込み（見込量）などを定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。これを受け、本市では平成19年3月に平成20年度までの3年計画として「越谷市障害福祉計画」を策定しました。その後も時代の変化にあわせ3年ごとに策定し、平成27年3月には、平成29年度までの3年計画として、平成25年4月に施行された障害者総合支援法^{*1}などを踏まえて「第4期越谷市障がい福祉計画」を策定しました。

平成28年6月には、障がい者等が自ら望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律^{*2}が公布され、①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が3つの柱として掲げられています。

具体的な障がい者に対する支援では、①自立生活援助・就労定着支援の創設、②重度訪問介護の訪問先の拡大などが、障がい児に対する支援では、①居宅訪問型児童発達支援の創設、②保育所等訪問支援の対象拡大などが盛り込まれました。また、障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施に関する「障害児福祉計画」の策定が義務づけられています。

本市は市民サービスのさらなる向上を図るために、平成27年4月から中核市に移行し、指定障害福祉サービス事業者の指定事務等を行っていますが、今回の障害者総合支援法の改正により、サービス提供者の情報公開制度も創設されています。

そのほか、平成28年4月には、障害者差別解消法^{*3}が施行され、障がいを理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市としては、以上のような課題等を踏まえ、「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画」を策定することにより、すでに策定している「第4次越谷市障がい者計画」における障がい者等の施策とあわせ、引き続き、総合的な障がい者等への支援体制の確立を目指します。

*1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

*2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律

*3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2. 計画の性格、位置づけ、期間

(1) 計画の性格

①障がい福祉計画 … 障害者総合支援法第88条第1項に基づき、国の基本指針に沿って、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

【定めなければならない項目】

- 1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 3) 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

②障がい児福祉計画 … 児童福祉法第33条の20第1項に新たに規定されたものであり、国の基本指針に沿って、障害児通所支援や、障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

【定めなければならない項目】

- 1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

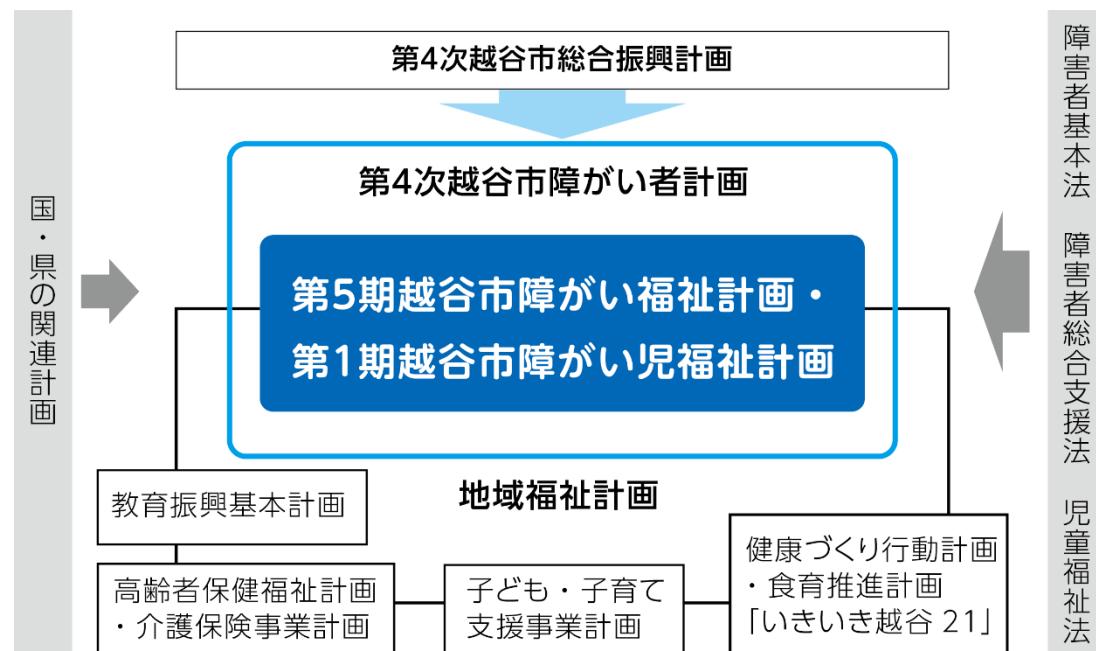
障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、その内容について、関係性が高いことから、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定により、一体的に策定できるものとされています。

本市でも、ライフステージの全ての段階でその人らしい自立した生き方の実現を目指し、より効率的・効果的な障がい者及び障がい児支援体制の確立のため、「第5期越谷市障がい福祉計画」と「第1期越谷市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

(2) 計画の位置づけ

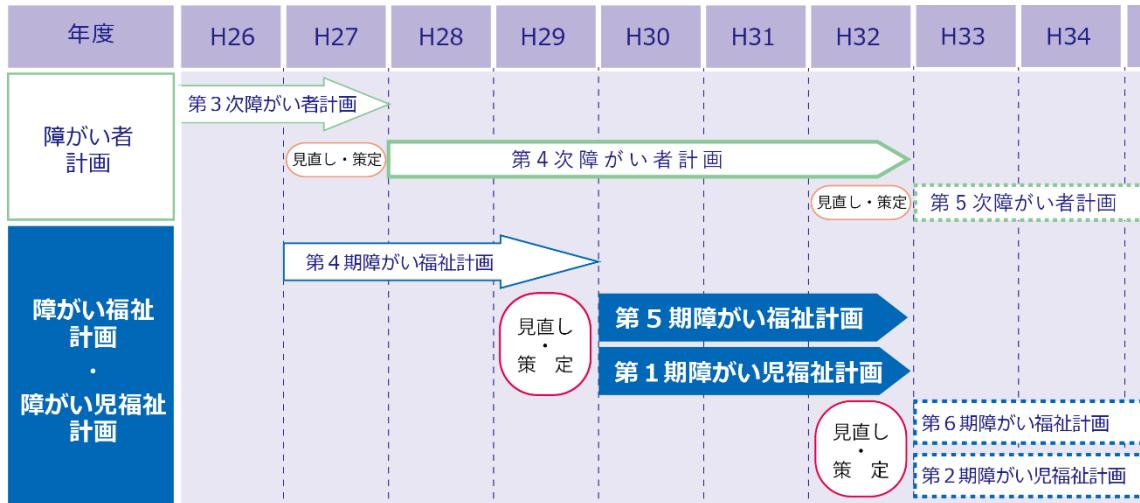
「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する実施計画として位置づけられています。これに対し、平成27年度に策定した「第4次越谷市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく、障がい者等のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画であり、市の最上位計画である「第4次越谷市総合振興計画」の部門計画として、本市の障がい者等の福祉について、その理念や方針、施策の方向性を明らかにするものとして位置づけられています。

本計画では、「第4次越谷市障がい者計画」との整合性を図り、国の「障害者基本計画」や県の「埼玉県障害者支援計画」等を踏まえるとともに、本市の関連分野の各計画との連携・調整を図っていきます。



(3) 計画の期間

「第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、平成30年度から平成32年度までを計画期間とし、最終年度となる平成32年度には、3年間の成果を踏まえ次年度から始まる次期計画を策定する予定です。



(4) 計画の策定にあたって

策定にあたり、学識経験者や地域の福祉関係者、公募市民等で構成される越谷市社会福祉審議会の障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の両分科会を合同開催し、意見を聞くとともに、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者等により構成される越谷市障害者地域自立支援協議会の意見を聴き、策定に反映しています。

また、パブリックコメントにより、計画案に対する市民の意見を募集しました。実施にあたっては、本市の広報紙やホームページ等を活用し、広く市民に周知しました。

さらに、障がい者等、市民のニーズについては、平成26年度に実施した越谷市障がい者計画及び越谷市障がい福祉計画策定に向けてのアンケート調査の結果も、計画に反映しています。

第2章 計画の目標

1. 基本理念

本市は、越谷市自治基本条例の基本理念である「人間尊重」と「市民主権」に基づいて、「協働」のまちづくりを進めています。本計画の策定にあたっては、この条例の基本理念とともに、第4次越谷市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を踏まえ、次に掲げる点に配慮していきます。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備について検討します。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者や、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、必要な情報提供を行う等の取り組みにより、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。また、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の拠点等の整備について検討します。

（4）地域共生社会の実現に向けた取り組み

支援の受け手側と支え手側が固定されることなく、地域のあらゆる住民が役割を持つて、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、

- ① 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり
- ② 地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み
- ③ 人工呼吸器の装着等が必要な医療的ケア児に対する、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築

について検討します。

（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から継続的に相談及び支援を行います。また、身近な地域でともに育ち合いとともに学び合うことを支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携を進めます。

障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようになりますことで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

2. 基本目標

基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して成果目標を設定し、計画的な整備を図ります。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

①訪問系サービスの充実

地域での生活を希望する障がい者等に対し、各個人が必要な訪問系サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

②日中活動系サービスの充実

生活や就労の技術を身につけることや、社会参加をめざす障がい者等が、適切な日中活動系サービスを選択し、充実した日々を送ることができるよう、サービスの充実を図ります。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

障がい者が入所施設等からの地域生活への移行や住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所施設等から地域生活への移行を図るとともに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備に向け、検討します。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(2) 相談支援の提供体制の確保

①相談支援体制の整備

障がい者等やその家族にとって、委託相談支援事業所は、地域でもっとも身近な相談場所であることから、身体障がい、知的障がい、精神障がいなど幅広い障がいへの対応や、地区割りの導入により、利便性の向上を図るための整備を進めます。

また、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支える相談支援体制が不可欠なことから、計画相談支援を実施する特定相談支援事業所の整備を促進します。

さらに、地域の相談支援機能の強化を図るため、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材の育成等を行う基幹相談支援センターの設置に向け、検討します。

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

相談支援体制の構築が進むことに伴い、地域生活への移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられます。計画的に入所施設等からの地域移行の支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、現に地域で生活している障がい者が住み慣れた地域でともに自立した生活ができるようにするため、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

③協議会の設置等

越谷市障害者地域自立支援協議会では、相談支援事業など障がい者等の支援体制の整備を図るため、関係機関が地域の課題を共有し、改善に取り組んでいきます。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

①地域支援体制の構築

障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、地域における支援体制の整備を進めます。

児童発達支援センターについては、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障がい児の早期からの支援並びに健全な育成を進めるため、子育て支援施策や母子保健施策、小児慢性特定疾病施策との緊密な連携を図ります。

また、障がい児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において、ともに育ちともに学び合うための支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所等が緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局や保健医療担当部局、教育委員会等との連携体制を確保します。

③地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所等の育ちの場で支援に協力できるような体制を構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

ア 重症心身障がい児に対する支援体制の充実

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

イ 医療的ケア児に対する支援体制の整備

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の支援体制の整備を図ります。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

ウ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる役割を担います。このため、障害児相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

3. 成果目標の設定

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、平成 32 年度を目標年度とする必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、第 4 期障がい福祉計画から継続して、福祉施設の入所者の地域生活への移行を進める観点から、平成 32 年度末における地域生活に移行する人数等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- ・平成 32 年度末までの施設入所者の地域生活移行数
→平成 28 年度末の施設入所者数の 9 %以上とする。
- ・平成 32 年度末における施設入所者数
→平成 28 年度末の施設入所者数から 2 %以上削減する。

本市においては、これまでの施設入所者の地域生活移行及び施設入所者数の実績等を踏まえ、次の表 2－1 のとおり目標を設定します。

表 2－1 本市における施設入所者の地域生活移行に関する目標

項目	目標	目標の考え方
平成 32 年度末までの 地域生活移行者数	7 人	平成28年度末時点の施設入所者数 (207人) のうち 3 %が地域生活へ移行
平成 32 年度末における 施設入所者数	設定なし	本市は、国の基本指針の主旨を追求しながらも、入所を希望する待機者が年々増加し、平成 29 年 4 月末現在で 85 名となっていることから、施設入所者の削減は、現状とそぐわない面もあるため、目標は設定していません。

表2－2 【参考】第4期計画期間における実績の推移と平成29年度の見込み

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
地域生活移行者数	2人	1人	2人
各年度末における施設入所者数	214人	207人	218人

(2) 精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、長期入院をしている精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要であることが示されています。またそのため、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることができます。

また、このことに関して、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- ・市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置
→平成32年度までに全ての市町村ごとに設置する。

本市においては、国の基本指針を踏まえ、次の表2－3のとおり目標を設定します。

なお、目標達成に向けて、府内の関係各課や関係機関で内容や構成員等について、検討します。

表2－3 本市における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

項目	目標
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国的基本指針では、地域生活支援拠点等の整備について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国的基本指針における目標】

- 平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備する。

本市においては、国的基本指針を踏まえ、次の表 2-4 のとおり目標を設定します。

表 2-4 本市における地域生活支援拠点等の整備に関する目標

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	平成 32 年度末までに地域生活支援拠点等を整備する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等*を通じて、一般就労へ移行した人数等について以下のとおり目標を設定することとしています。

* 就労移行支援事業等：生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援

【国の基本指針における目標】

- ・平成 32 年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人数
→平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする。
- ・平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数
→平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数から 2 割以上増加
- ・平成 32 年度末における就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数
→平成 32 年度末の全就労移行支援事業所数に対して 5 割以上とする。
- ・就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率
→8 割以上とする。

本市においては、国の基本指針を踏まえ、次の表 2-5 のとおり目標を設定します。

表 2-5 本市における福祉施設からの一般就労への移行等に関する目標

項目	目標	目標の考え方
平成 32 年度中に一般就労へ移行した人数	62 人以上	平成 28 年度中の一般就労への移行実績（41 人）の 1.5 倍以上
平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	123 人以上	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数（103 人）から 2 割以上増加
平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数	全体の 5 割以上	平成 32 年度末の市内の全就労移行支援事業所数に対する割合を 5 割以上とする。
平成 32 年度における就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率	8 割以上	平成 32 年度中に就労定着支援事業の利用開始から 1 年経過した就労者の職場定着率

表2－6 【参考】第4期計画期間における実績の推移と平成29年度の見込み

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
一般就労移行者数	32人	41人	34人
各年度末における就労移行支援事業利用者数	78人	103人	137人
各年度における就労移行率3割以上の事業所数	4施設中1施設 (25%)	5施設中4施設 (80%)	5施設中4施設 (80%)

※ 就労定着支援事業については、平成30年度から開始される事業であるため、実績はありません。

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等について、以下のとおり目標を設定することとしています。

【国の基本指針における目標】

- ・児童発達支援センターの設置
→平成32年度末までに、各市町村に少なくとも一ヵ所以上設置する。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
→平成32年度末までに、全ての市町村において、利用できる体制を構築する。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
→平成32年度末までに、各市町村に少なくとも一ヵ所以上確保する。
- ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
→平成32年度末までに、各市町村に少なくとも一ヵ所以上確保する。
- ・医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置
→平成30年度末までに、各市町村に設置する。

本市においては、「児童発達支援センターの設置」「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保」「重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保」については、下記のとおり既に設置及びサービスの提供を実施しています。

- ・児童発達支援センターの設置
→平成 25 年度に、設置しています。
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
→平成 29 年 9 月末現在、1 事業所でサービスの提供を実施しています。
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
→平成 29 年 9 月末現在、2 事業所でサービスの提供を実施しています。
- ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
→平成 29 年 9 月末現在、2 事業所でサービスの提供を実施しています。

本市においては、国の指針を踏まえ、次の表 2－7 のとおり目標を設定します。

表 2－7 本市における障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標

項目	目標
医療的ケア児のための 関係機関の協議の場の設置	平成 30 年度末までに、関係機関による協議の場を設置する。

第3章 サービスの見込量と 見込量確保の方策

障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住・施設系サービス」に大別される「障害福祉サービス」があります。さらに、計画相談、地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」があります。

児童福祉法に基づくサービスには、施設への通所を支援する「障害児通所支援」及び計画相談を行う「障害児相談支援」があります。

本章では、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住・施設系サービス）、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援並びに障害児相談支援の種類ごとの見込量とその確保の方策について定めます。

障害福祉サービス等の一覧



1. 「障害福祉サービス・相談支援」の見込量と見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

(1)-1 訪問系サービスの概要

①居宅介護

居宅において障がい者等に、入浴等の介護や調理等の家事の援助等を行います。

②重度訪問介護

居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護を、総合的に行います。

③同行援護

重度の視覚障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動に必要な支援を行います。

④行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防、または回避するために必要な支援等を行います。

⑤重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの常時介護を要する障がい者等に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

(1)-2 算定の考え方

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つの訪問系サービスの見込量は、これまでの利用実績をもとに、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3－1 訪問系サービスの実績

	単位（月）	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
訪問系サービス の実績	人数	288	330	372
	時間分	8,452	10,341	12,600

表3－2 訪問系サービスの見込量

	単位（月）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス の見込量	人数	440	520	600
	時間分	14,500	17,200	20,100

※ 時間分：1か月当たりのサービス提供時間

(1)-3 見込量確保の方策

障害福祉サービスや相談支援の提供基盤を確保するため、これらのサービス事業者の把握に努めるとともに、広く、情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

(2)-1 日中活動系サービスの概要

①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練）

障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

障がい者に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

④就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤就労継続支援（A型）

企業等に就労することが困難な障がい者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑥就労継続支援（B型）

企業等に就労することが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に、一定期間、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整などの支援を行います。

⑧療養介護

医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の必要な支援を行います。

⑨短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、施設で短期間、入浴、排泄及び食事その他の必要な支援を行います。

(2)-2 算定の考え方

日中活動系サービスの見込量については、これまでの利用実績をもとに、障がい者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

また、日中活動系サービスは継続的に利用されることが多いため、見込量については、1か月の総利用日数で算定します。

表3－3　日中活動系サービスの実績

	単位（月）	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
生活介護	人数	404	450	490
	人日分	8,888	9,900	10,780
自立訓練 (機能訓練)	人数	4	3	1
	人日分	88	66	22
自立訓練 (生活訓練)	人数	7	7	6
	人日分	154	154	132
就労移行支援	人数	80	97	110
	人日分	1,760	2,134	2,420
就労継続支援 (A型)	人数	65	135	200
	人日分	1,430	2,970	4,400
就労継続支援 (B型)	人数	229	258	280
	人日分	5,038	5,676	6,160
療養介護	人数	35	35	35
短期入所 (福祉型)	人数	45	63	90
	利用日数	242	352	540
短期入所 (医療型)	人数	4	5	8
	利用日数	21	23	33

※ 人日分：「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの利用日数」

表3－4　日中活動系サービスの見込量

	単位（月）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人数	520	550	590
	人日分	11,440	12,100	12,980
自立訓練 (機能訓練)	人数	3	3	3
	人日分	66	66	66
自立訓練 (生活訓練)	人数	6	6	6
	人日分	132	132	132
就労移行支援	人数	130	160	190
	人日分	2,860	3,520	4,180
就労継続支援 (A型)	人数	270	380	540
	人日分	5,940	8,360	11,880
就労継続支援 (B型)	人数	310	340	360
	人日分	6,820	7,480	7,920
就労定着支援	人数	55	110	150
療養介護	人数	36	36	36
短期入所 (福祉型)	人数	120	160	220
	利用日数	790	1,170	1,730
短期入所 (医療型)	人数	11	15	21
	利用日数	41	51	64

(2)-3 見込量確保の方策

日中活動系サービスの充実を図るため、事業所の設置について、社会福祉法人やN P O 法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

(3) 居住・施設系サービス

(3)-1 居住・施設系サービスの概要

①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。

③施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(3)-2 算定の考え方

居住・施設系サービスの見込量については、これまでの利用実績をもとに、障がい者のニーズ、居住系サービスの利用見込人数、入所施設の待機者等を勘案し算定します。

表3－5 居住・施設系サービスの実績

	単位（月）	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
共同生活援助	人数	84	85	110
施設入所支援	人数	214	210	213

表3－6 居住・施設系サービスの見込量

	単位（月）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人数	10	10	10
共同生活援助	人数	130	140	150
施設入所支援	人数	218	218	218

(3)-3 見込量確保の方策

①グループホームの設置促進

地域における居住の場であるグループホームの設置について、社会福祉法人やNPO法人等に対して、国や市の補助制度の周知を図るとともに、国庫補助の採択に向けた協議を行います。

②グループホーム等の利用促進

グループホーム等での暮らしを体験するための補助を行い、障がい者の地域生活を支援します。

さらに、賃貸住宅等での一人暮らしを希望する障がい者が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、適切な支援を行います。

(4) 相談支援

(4)-1 相談支援の概要

①計画相談支援

障がい者等の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直しを行います。

②地域移行支援

入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

(4)-2 算定の考え方

相談支援のサービスの見込量については、これまでの利用実績をもとに、障がい者等のニーズや利用見込人数等を勘案し算定します。

表3－7 相談支援の実績

	単位（月）	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
計画相談支援	人数	57	71	87
地域移行支援	人数	0	0	2
地域定着支援	人数	1	0	2

表3－8 相談支援の見込量

	単位(月)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人数	97	110	140
地域移行支援	人数	2	2	2
地域定着支援	人数	2	2	2

(4)-3 見込量確保の方策

地域で生活する障がい者等とその家族を支援し、障がい者等の自立と社会参加を促進するため、障害者相談支援事業所の充実を図ります。計画相談支援や地域相談支援等を実施する指定相談支援事業所の整備を促進します。

2. 「地域生活支援事業」の見込量と見込量確保の方策

障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等がその有する能力及び状態に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。地域生活支援事業とは、障がい者等の地域生活を支援するため地域の実情に応じて市町村が実施する事業です。

(1) 理解促進・研修啓発事業

(1)-1 理解促進・研修啓発事業の概要

障がい者等が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

(2) 自発的活動支援事業

(2)-1 自発的活動支援事業の概要

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

(3) 相談支援事業

(3)-1 相談支援事業の概要

①障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援事業を効果的に実施するため、障害者地域自立支援協議会の活動を推進し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を行います。

②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(3)-2 算定の考え方

現在、相談支援事業を実施している事業所の活動をもとに算定します。

表3-9 相談支援事業の実績

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3

表3-10 相談支援事業の見込量

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	3	4	4

(3)-3 見込量確保の方策

①障害者相談支援事業

障がい者等や介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるよう、障害者地域自立支援協議会を活用するなど、相談支援事業所における相談機能を高めます。

②基幹相談支援センター

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域の相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進のため、基幹相談支援センターの設置に向け、検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

(4)-1 成年後見制度利用支援事業の概要

成年後見制度を利用するすることが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護を図ります。

(4)-2 算定の考え方

成年後見制度利用支援事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-11 成年後見制度利用支援事業の実績

	単位(年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
成年後見制度利用 支援事業	件数	7	10	12

表3-12 成年後見制度利用支援事業の見込量

	単位(年)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用 支援事業	件数	17	24	34

(4)-3 見込量確保の方策

成年後見制度利用支援事業を含む権利擁護事業について、越谷市社会福祉協議会と連携し、「成年後見センターこしがや」を中心に普及・啓発に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

(5)-1 成年後見制度法人後見支援事業の概要

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(5)-2 見込量確保の方策

地域生活支援事業としての成年後見制度法人後見支援事業の代替として、福祉的支援を必要とする方の成年後見制度利用を支援するため、越谷市社会福祉協議会の法人後見事業の活用を図ります。また、市民後見人の養成を実施するとともに、越谷市社会福祉協議会と連携し、「成年後見センターこしがや」を中心に市民後見人の適正かつ安定した活動のための支援に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

(6)-1 意思疎通支援事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(6)-2 算定の考え方

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-13 意思疎通支援事業の実績

	単位(年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
手話通訳者派遣事業	人数	55	56	58
	件数	781	772	700
要約筆記者派遣事業	人数	9	12	14
	件数	137	163	220
手話通訳者設置事業	人数	3	3	3

表3-14 意思疎通支援事業の見込量

	単位(年)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者派遣事業	人数	60	62	64
	件数	710	720	730
要約筆記者派遣事業	人数	15	17	19
	件数	220	230	240
手話通訳者設置事業	人数	3	3	3

(6)-3 見込量確保の方策

聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を推進するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業や手話通訳者設置事業の利用を促進するとともに、登録手話通訳者、要約筆記者の確保と資質の向上に努めます。また、市職員を対象とした手話研修を実施します。

(7) 日常生活用具給付事業

(7)-1 日常生活用具給付事業の概要

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。本市では、日常生活用具として、以下の7区分に基づき事業を実施しています。

①介護・訓練支援用具

障がい者等に、特殊マットや体位変換器などの身体介護を支援する用具や、障がい児に、訓練いすなどの用具を給付します。

②自立生活支援用具

障がい者等に、入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置、電磁調理器など、自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

障がい者等に、電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

障がい者等に、視覚障害者用拡大読書器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

障がい者等に、ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）

障がい者等に、居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部を助成します。

⑦点字図書

視覚障がい者に、点字により作成された図書を給付します。

(7)-2 算定の考え方

日常生活用具給付事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-15 日常生活用具給付事業の実績

	単位(年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
介護・訓練支援用具	件数	21	24	27
自立生活支援用具	件数	58	60	63
在宅療養等支援用具	件数	38	35	52
情報・意思疎通 支援用具	件数	63	70	83
排泄管理支援用具	件数	6,113	6,402	7,200
居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	件数	7	8	8
点字図書	件数	0	0	3

表3-16 日常生活用具給付事業の見込量

	単位(年)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件数	29	32	35
自立生活支援用具	件数	66	69	73
在宅療養等支援用具	件数	55	58	61
情報・意思疎通 支援用具	件数	86	89	92
排泄管理支援用具	件数	8,000	9,000	10,000
居宅生活動作 補助用具(住宅改修)	件数	8	8	8
点字図書	件数	3	3	3

(7)-3 見込量確保のための方策

日常生活用具の給付について、ホームページ等を通じて事業の周知を図り、ストーマ装具や情報通信支援用具など障がいの状況にあわせた用具の給付を行います。また、訪問や窓口相談を通じて、障がいの状況・生活の状況に応じた必要不可欠な用具の給付ができるよう検討を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

(8)-1 手話奉仕員養成研修事業の概要

意思疎通を図ることに支障のある障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話をを行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

(8)-2 算定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-17 手話奉仕員養成研修事業の実績

	単位(年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	19	22	17

表3-18 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	単位(年)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	19	19	19

(8)-3 見込量確保の方策

手話奉仕員の育成を通じて、聴覚障がい者等の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話をを行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する市民を増やし、聴覚障がい者等との交流を促進します。

(9) 移動支援事業

(9)-1 移動支援事業の概要

屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(9)-2 算定の考え方

移動支援事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3－19 移動支援事業の実績

	単位（年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
移動支援事業	人数	153	164	180
	時間分	20,824	18,786	21,300

表3－20 移動支援事業の見込量

	単位（年）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人数	200	210	230
	時間分	22,100	23,000	23,900

(9)-3 見込量確保の方策

障がい者等の外出等社会参加を促進するため、障がいの状況にあわせた移動支援を提供します。なお、ガイドヘルパー派遣事業・全身性障害者介護人派遣事業・知的障害者介護人派遣事業、さらに訪問系サービスに位置づけられた同行援護等と調整を図りながら、適正かつ有効な利用を図ります。

(10) 地域活動支援センター事業

(10)-1 地域活動支援センター事業の概要

障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

(10)-2 算定の考え方

地域活動支援センター事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3－21 地域活動支援センター事業の実績

	単位（年）		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
地域活動支援センター事業	市内	設置箇所数	7	7	4
	市外	施設利用人数	206	204	200
	市内	利用箇所数	8	7	8
	市外	施設利用人数	21	18	15

表3-22 地域活動支援センター事業の見込量

		単位(年)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	市内	設置箇所数	3	3	2
	施設利用人数	130	130	120	
	市外	利用箇所数	7	7	7
	施設利用人数	14	14	14	

※ 市内の地域活動支援センターについては、障害福祉サービスへの移行等が見込まれているため、見込量が減少しています。

(10)-3 見込量確保のための方策

障がい者等に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターを設置している法人等に対して事業費の補助を行うなど、運営の安定と質の向上を図ります。

(11) 専門性の高い意思疎通支援に係る事業

(11)-1 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の概要

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるようになるため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員（専門性の高い意思疎通支援を行う者）を養成します。また、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する体制を整備します。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、埼玉県が実施している事業に参画し、連携して実施します。

①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳または要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成します。

②手話通訳者・要約筆記者派遣事業（再掲）

聴覚障がい者等の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣や、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修、講演または講義等の開催を可能とするため、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

(11)-2 算定の考え方

専門性の高い意思疎通支援に係る事業については、過去の利用実績などをもとに算定します。

表3-23 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の実績

	単位(年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	5	3	9
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	918	935	920
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	0	0
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件数	0	0	0

表3-24 専門性の高い意思疎通支援に係る事業の見込量

	単位(年)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	9	9	9
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	930	950	970
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件数	70	70	70

※ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実績及び見込量については、(6)意思疎通支援事業の手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を合計したものです。

(11)-3 見込量確保の方策

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成を行います。また、利用者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の障がい者等の意向を踏まえ、適任者を選定します。

(12) 広域的な支援事業

(12)-1 広域的な支援事業の概要

広域的な支援事業とは、市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになります。目的に都道府県が行う地域生活支援事業です。広域的な支援事業には、①都道府県相談支援体制整備事業及び②精神障害者地域生活支援広域調整等事業が位置づけられています。

②精神障害者地域生活支援広域調整等事業のうち、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会については、設置主体が保健所設置市にも拡大されました。

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため設置するもので、本市においても、設置に向け検討します。

(12)-2 算定の考え方

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会については、埼玉県の協議会の開催実績を基に算定します。

表3-25 広域的な支援事業の実績

	単位（年）	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
精神障害者地域移行・ 地域定着推進協議会	開催数	—	—	—

表3-26 広域的な支援事業の見込量

	単位（年）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
精神障害者地域移行・ 地域定着推進協議会	開催数	—	—	1

(12)-3 見込量確保の方策

精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の設置に向け検討します。

(13) その他の事業

本市では、(1)～(12)の他にも、障がい者等の自立した日常生活や社会生活を支援するため、以下のような事業を実施しています。また、障がい者等の生活実態やニーズを十分に考慮しながら、必要な事業について検討します。

(13)-1 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

(13)-2 自動車運転免許取得・改造補助事業

障がい者に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助し、あるいは、障がい者が就労等を目的に自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を補助することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。

(13)-3 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援サービスを提供することにより、その家族や介護者の一時的休息のための支援などを行います。

3. 「障がい児支援」の見込量と見込量確保の方策

(1) 児童発達支援

(1)-1 児童発達支援の概要

就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

(1)-2 算定の考え方

児童発達支援については、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3-25 児童発達支援の実績

	単位(月)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
児童発達支援	人数	184	210	270
	人日分	1,234	1,478	1,800

表3-26 児童発達支援の見込量

	単位(月)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人数	330	420	520
	人日分	2,000	2,300	2,700

(1)-3 見込量確保の方策

障がい児のニーズに応じて、「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」及び「地域支援」を総合的に提供していきます。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等と連携を図りながら支援を行います。

(2) 放課後等デイサービス

(2)-1 放課後等デイサービスの概要

就学している障がい児に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。

(2)-2 算定の考え方

放課後等デイサービスについては、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3-27 放課後等デイサービスの実績

	単位(月)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
放課後等 デイサービス	人数	391	467	500
	人日分	4,236	5,158	6,100

表3-28 放課後等デイサービスの見込量

	単位(月)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等 デイサービス	人数	540	580	620
	人日分	7,100	8,300	9,600

(2)-3 見込量確保の方策

障がい児のニーズに応じた支援の提供と質の向上を図るため、放課後等デイサービスのガイドライン等の活用により障がい児と保護者に対する説明責任を果たし、適切な支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

(3)-1 保育所等訪問支援の概要

保育所等（保育園、幼稚園、その他児童が集団生活を営む施設）に通う障がい児等に、保育所等を訪問し、障がい児以外の集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

(3)-2 算定の考え方

保育所等訪問支援については、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ、保育所等での障がい児の受入または利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案し算定します。

表3-29 保育所等訪問支援の実績

	単位(月)	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
保育所等 訪問支援	人数	0	1	3
	人日分	0	1	6

表3-30 保育所等訪問支援の見込量

	単位(月)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等 訪問支援	人数	5	7	9
	人日分	10	14	18

(3)-3 見込量確保の方策

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るため、「保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書」を活用し、事業所の立ち上げの支援も含め、訪問支援が円滑に行えるよう、訪問先機関に対し事業の理解を促すとともに、子育て支援担当部局や教育委員会等、関係機関との連携を図ります。

(4) 障害児相談支援

(4)-1 障害児相談支援の概要

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する際に、サービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直しを行います。

(4)-2 算定の考え方

障害児相談支援については、これまでの利用実績をもとに、地域における児童数の推移、障がい児や医療的ケア児のニーズ等を勘案し算定します。

表 3－31 障害児相談支援の実績

	単位（月）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
障害児相談支援	人数	14	14	18

表 3－32 障害児相談支援の見込量

	単位（月）	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人数	22	28	36

(4)-3 見込量確保の方策

障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となるよう、障がい児支援担当部局や教育委員会等との連携を図り、支援の質の確保及びその向上を図ります。

第4章 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、制度等の周知を図るため、行政や関係機関、市民が情報を共有し、共通理解のもと各方策等に取り組まなければなりません。また、保健・福祉・教育などの行政の各分野だけでなく、社会福祉協議会、障がい者団体、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、事業所の設置を検討している法人等に対し情報提供を行い、社会資源の充実を図ることが必要です。

さらには、障がい者等への虐待の防止など、サービス提供事業所等における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修等の充実を図ることも必要です。

また、そのためには、各年度における計画の達成状況を点検・評価し、対策を行うことが不可欠となります。

本市では、次に掲げる点を特に配慮して、計画の実現に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に関する情報提供の充実

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の周知を図るために、ホームページや広報、各種パンフレット等により、わかりやすく、かつ点字や図書のデイジー化なども活用しながら障がいに応じた適切な情報提供に努めます。また、民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員に対する研修会等を通じて、制度の周知を図ります。

(2) 関係機関等の連携強化

計画の実現を図るため、障がい保健福祉の観点からのみならず、医療、子育て支援、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取り組みが不可欠であり、医療機関、教育機関、職業リハビリテーションの措置を実施する機関、その他の関係機関と連携していきます。行政の各分野はもとより、社会福祉協議会や市民、各種団体、サービス提供事業者などが、それぞれの役割を果たすとともに、障害者地域自立支援協議会等の場において相互に連携を図ります。

(3) 中核市としての社会資源の確保・充実

埼玉県より、指定障害福祉サービス事業者の指定及び社会福祉施設等施設整備費補助金に係る事務等が市に移譲されました。

このことにより、障害福祉サービス事業所の設置に係る相談から事業所の指定、さらには定期的な指導監査までを市が一括して実施することができるメリットを活かし、量と質の確保に努めます。また、障がい者等の施設整備費に係る補助金について、積極的な情報提供に努めるとともに、市の財源確保を伴う国庫補助の採択に向けた協議を行い、その活用を図ることにより、社会資源の確保・充実に努めます。

(4) 権利擁護の推進

障がい者等に対する虐待を未然に防止するため、市民や事業所等に対して、障害者虐待防止法等の周知・啓発に努めるとともに、虐待の早期発見や早期対応、緊急一時保護のための居室の確保など、障がい者施設等の関係機関との協力体制の充実を図ります。また、障がい者等やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を図ります。

また、「成年後見センターこしがや」を中心に成年後見制度の普及・啓発、利用に関する相談、手続き支援等に努めるとともに、市民後見人の養成やその活動を支援し、地域で見守り、支える仕組みづくりを進めます。

さらに、共生社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障がい者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。障がいを理由とする差別に関する相談窓口の設置や、学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

(5) 計画の進行管理

各年度における地域生活への移行や一般就労への移行などの目標、サービスの見込量について、達成状況を点検・評価し、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会・児童福祉専門分科会において報告します。また、その結果に基づいて、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画達成に向け必要な対策を実施します。

資料編

- 1. アンケート調査概要**
- 2. 障害者手帳所持者数の推移（各年度末）**
- 3. 計画の策定経過と策定体制**
- 4. 用語の解説**

1. アンケート調査概要

(1) 調査の目的

平成27年度に策定した第4次越谷市障がい者計画及び平成26年度に策定した第4期越谷市障がい福祉計画の策定にかかる基礎調査とするため、障がい者等の生活及び介助の状況等について、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の実施概要

(2)-1 調査期間

平成26年7月30日（水）から9月1日（月）まで

(2)-1 調査の配布・回収方法

対象	配布・回収方法
身体障がい者、知的障がい者、市民、 障害福祉サービス事業所	郵送配布・郵送回収
精神障がい者、発達障がい者、 高次脳機能障がい者、難病患者	団体等を通じて配布・郵送回収

(2)-1 調査対象と回収状況

対象	配布数（A）	件数（B）	回収率（B/A）
身体障がい者	2,104	1,225	58.2%
知的障がい者	367	184	50.1%
精神障がい者	200	84	42.0%
発達障がい者	45	20	44.4%
高次脳機能障がい者	30	8	26.7%
難病患者	83	59	71.1%
市民	1,491	738	49.5%
障害福祉サービス事業所	262	156	59.5%
合計	4,582	2,474	54.0%

2. 障害者手帳所持者数の推移（各年度末）

表 5－1 身体障害者手帳所持者数の推移

[単位：人]

年度	児/者	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
H25年度	児	235	93	55	33	14	21	19
	者	8,683	3,028	1,326	1,553	2,009	424	343
	計	8,918	3,121	1,381	1,586	2,023	445	362
H26年度	児	244	95	55	38	17	21	18
	者	8,735	3,095	1,282	1,534	2,037	437	350
	計	8,979	3,190	1,337	1,572	2,054	458	368
H27年度	児	243	105	47	33	19	20	19
	者	8,849	3,142	1,283	1,516	2,074	466	368
	計	9,092	3,247	1,330	1,549	2,093	486	387
H28年度	児	233	105	40	35	17	22	14
	者	8,787	3,142	1,252	1,505	2,041	476	371
	計	9,020	3,247	1,292	1,540	2,058	498	385

表 5－2 療育手帳所持者数の推移

[単位：人]

年度	児/者	総数	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
H25年度	児	615	114	138	231
	者	1,149	292	297	189
	計	1,764	406	435	420
H26年度	児	643	106	138	269
	者	1,204	314	301	198
	計	1,847	420	439	467
H27年度	児	691	118	131	306
	者	1,273	335	311	217
	計	1,964	453	442	523
H28年度	児	693	120	120	308
	者	1,352	343	323	260
	計	2,045	463	443	568

表5－3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

[単位：人]

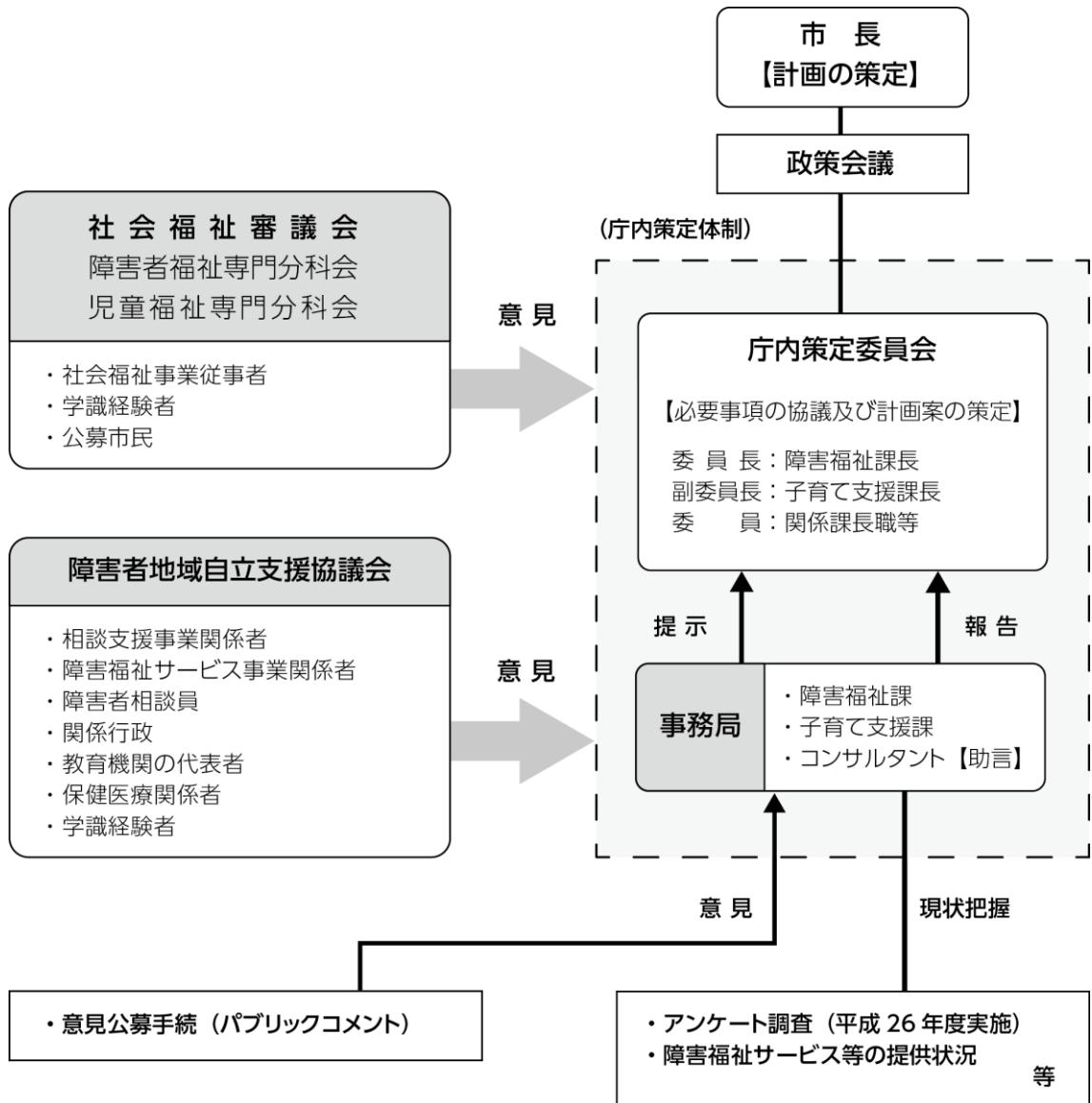
年度	児/者	総数	1級	2級	3級
H25年度	児	43	8	26	9
	者	1,638	176	1,053	409
	計	1,681	184	1,079	418
H26年度	児	52	7	33	12
	者	1,781	177	1,128	476
	計	1,833	184	1,161	488
H27年度	児	54	8	28	18
	者	2,009	183	1,268	558
	計	2,063	191	1,296	576
H28年度	児	66	9	37	20
	者	2,215	188	1,385	642
	計	2,281	197	1,422	662

3. 計画の策定経過と策定体制

(1) 計画の策定経過

日程		事項
平成 29 年	3 月 30 日	第 5 期越谷市障がい福祉計画・第 1 期越谷市障がい児福祉計画策定基本方針の決定
	5 月 29 日	平成 29 年度第 1 回越谷市社会福祉審議会全体会
	5 月 31 日	第 1 回越谷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会
	6 月 30 日	平成 29 年度第 1 回越谷市障害者地域自立支援協議会全体会
	7 月 6 日	平成 29 年度越谷市社会福祉審議会第 1 回障害者福祉専門分科会及び第 2 回児童福祉専門分科会
	7 月 21 日	第 2 回越谷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会
	9 月 25 日	平成 29 年度第 2 回越谷市障害者地域自立支援協議会全体会
	9 月 27 日	平成 29 年度越谷市社会福祉審議会第 2 回障害者福祉専門分科会及び第 3 回児童福祉専門分科会
	10 月 19 日	第 3 回越谷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会
	11 月 17 日	政策会議
平成 30 年	11 月 22 日～ 12 月 21 日	意見公募手続（パブリックコメント）の実施
	1 月 18 日	平成 29 年度第 3 回越谷市障害者地域自立支援協議会全体会
	1 月 24 日	平成 29 年度越谷市社会福祉審議会第 3 回障害者福祉専門分科会及び第 4 回児童福祉専門分科会
	1 月 31 日	第 4 回越谷市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会
	2 月 13 日	政策会議

(2) 計画の策定体制



4. 用語の解説

※<>内の数字は主な該当ページ

あ

○医療的ケア児 <6,9,14,15>

人工呼吸器を装着している障がい児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のこと。近年、医療技術の進歩等に伴い、N I C U等に長期入院後も日常生活を営むために人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童が増加している。

○インクルージョン (Inclusion) <6,8,38,40>

「包容、含有、包含、包括」という意味。本計画では、地域社会において、全ての人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合うこと。

か

○ガイドヘルパー派遣事業 <33>

重度の視覚障がい者や車イス利用者が外出する時に、付き添い介助を行うサービスのこと。通院や公的な手続き等のための外出に利用できる。

○基幹相談支援センター <7,26,27>

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者総合支援法において、市町村が設置することができるとされている。相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。

○強度行動障がい <9>

周囲の不適切な対応や環境の影響等により、自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる道路上での飛び出しなど本人の身体又は生命を損ねる行動や、他人を叩く、物を壊す、何時間も大泣きを続けるなどの行動が、高い頻度で起こるため、著しく支援が困難な状態のこと。

○高次脳機能障がい <5,9,11>

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいのこと。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくい場合や、本人自身が障がいを十分に認識できない場合がある。

○越谷市自治基本条例 <5>

まちづくりの基本的な考え方や進め方、市政における市民参加のあり方や協働のあり方などを定めた、本市における市政運営の最高規範となる条例のこと。本市の自治のまちづくりの基本理念及び目標並びに市政に関する基本的事項を定めることにより、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的として、平成 21 年 9 月に施行された。

○越谷市社会福祉審議会 <4,43>

平成 27 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、社会福祉法第 7 条第 1 項の規定に基づき設置された。社会福祉審議会の中には、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、地域福祉専門分科会の 4 つの専門分科会が置かれている。

○越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 <4,43>

越谷市社会福祉審議会の 4 つの専門分科会のひとつ。障がい者福祉に関する事項の調査審議を行う。なお、障害者福祉専門分科会には、身体障がいの程度に関する事項等を調査審議する審査部会が設置されている。

○越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 <4,43>

越谷市社会福祉審議会の4つの専門分科会のひとつ。子ども子育て支援事業計画に関する事項その他の児童福祉に関する事項の調査審議を行う。

○越谷市障がい者計画 <1,3,4,5>

障害者基本法に基づいて策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画のこと。本市では、これまで、平成10年8月に「越谷市障害者計画」を策定し、その後「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」を基本理念に、平成16年3月には「新越谷市障害者計画」を、平成20年3月には「改訂新越谷市障がい者計画」を、平成23年3月には、「第3次越谷市障がい者計画」を策定した。平成28年3月には、基本理念を引継ぎ、平成28年度から平成32年度を計画期間とした「第4次越谷市障がい者計画」を策定した。

○越谷市障害者地域自立支援協議会 <4,8,26,27,42>

相談支援事業を効果的に運営し、地域の障がい福祉に関するネットワークの構築を推進することを目的に設立する組織のこと。障害者地域自立支援協議会で検討する事項は、困難事例等の検討及び調整に関する事項、関係機関によるネットワークの構築推進に関する事項、社会資源の情報の収集及び提供体制に関する事項などがある。

○越谷市総合振興計画 <3>

まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための本市が行う全ての施策や事業の根拠となる最上位に位置する計画のこと。現行の第4次越谷市総合振興計画は平成23年度から平成32年度までの10年間を計画の期間としており、「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」を将来像として位置づけ、「基本構想(10年間)」「基本計画(5年間)」「実施計画(3年間)」の3層で構成されている。

さ

○児童発達支援センター <8,14,15>

障がいのある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、及び集団生活への適応訓練の実施（児童発達支援）を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等をあわせて行う、地域の中核的な療育支援施設のこと。平成25年4月に増林にオープンした越谷市児童発達支援センターでは、福祉型児童発達支援センター『ぐんぐん』、児童発達支援事業『のびのび』、外来（発達）相談、早期療育教室等を行っている。

○市民後見人 <28,43>

老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、市民後見人の育成・活用について、市町村の努力義務が規定されている。自治体等の研修等を通じて、一般市民が後見人として選任されるものや、法人後見の支援員として活動するなど、新たな成年後見制度の担い手として、各自治体で様々な取り組みが進められている。

○社会福祉施設等施設整備費補助金 <43>

国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、社会福祉施設等施設整備を行う社会福祉法人等に対し、県の予算の範囲内において交付する補助金のこと。

○手話通訳者 <28,29,34,35>

手話通訳により聴覚や音声言語機能等に障がいのある方にコミュニケーションの支援を行う人のこと。

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
<43>

障がい者の虐待を防止し、障がい者の尊厳を守ることを目的として、平成 23 年 6 月に制定され、平成 24 年 10 月に施行された。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。

○障害者差別解消支援地域協議会 **<43>**

障害者差別解消法では、地域における様々な関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止などを行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができるとされている。本市では、障がい者差別の解消に迅速に取り組むため、平成 28 年 4 月に、越谷市障害者地域自立支援協議会の専門部会として、障害者差別解消支援地域協議会の機能を有する「障害者差別解消支援専門部会」を設置した。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約のこと。障害者基本法の改正や障害者差別解消法が成立したこと等により、国内の法律が障害者権利条約の求める水準に達したとして、平成 25 年 12 月、障害者権利条約の批准が国会で承認され、国連事務局への申請が平成 26 年 1 月に受理された。また、同年 2 月 19 日に同条約は我が国について効力を発生した。

○障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、昭和 35 年に身体障害者雇用促進法として制定された。昭和 62 年に障害者の雇用の促進等に関する法律と改称された。平成 25 年 6 月 19 日に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、平成 28 年 4 月 1 日からは、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障がい者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置が施行された。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
<1,2,3,5,16,26>

「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で平成 25 年 4 月に施行された。この法律では、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） **<1>**

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月に施行された。

○小児慢性特定疾病 **<8>**

児童等の慢性疾病のうち、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして国が指定したもののこと。小児慢性特定疾病対策としては、医療費の自己負担分の一部を助成する医療費助成制度や、地域の社会資源を活用し支援を行う自立支援事業等がある。平成 29 年 4 月 1 日からは 18 疾病が増え、14 疾患群（722 疾病）が対象疾病となっている。

○身体障害者相談員 **<42>**

身体障がい者やその保護者の相談に応じ、その更生のために必要な援助を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的として市長から委嘱を受けた相談員のこと。

○ストーマ装具 **<30,31>**

ぼうこう、直腸機能等の障がいにより、ストーマ（腹部に設けた便や尿の排泄口のこと）を造設している方が使用する装具のこと。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム <11,36>

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムのこと。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要となる。

○成年後見制度（法定後見） <17,27,28,43>

知的障がい者・精神障がい者などで判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約などで権利を侵かされることや、不利益を被ることがないよう、家庭裁判所が選任した後見人が財産管理や契約に関与する保護・支援制度のこと。本人の判断能力に応じて、成年後見人、保佐人、補助人が選任される。他に、本人と任意後見受任者との契約による任意後見がある。

○全身性障害者介護人派遣事業 <33>

重度の全身性障がい者の外出援助等のために、障がい者の推薦により市町村が適当と認めた介護人を派遣する事業のこと。

た

○地域生活支援拠点等の整備 <7,12>

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持ち、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備のこと。地域の実情に応じ、①これらの機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）、②地域において機能を分担して担う「面的整備型」等がある。

○地域包括ケアシステム <11,36>

主に、高齢期のケアを念頭に置いた概念として使用されており、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

地域共生社会の実現に向けては、「地域包括ケア」の「必要な支援を包括的に提供する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者・障がい児、子どもなど生活上の困難を抱える人への包括的な支援体制を構築していく必要がある。

○知的障害者介護人派遣事業 <33>

在宅の重度の知的障がい者に対し、外出援助等のための介護人を派遣することにより、知的障がい者の生活圏の拡大を図り、その社会参加を促進する事業のこと。

○知的障害者相談員 <42>

知的障がい者やその保護者の相談に応じ、その更生のために必要な援助を行うことにより、福祉の増進を図ることを目的として市長から委嘱を受けた相談員のこと。

○中核市 <1,43>

規模や能力が比較的大きな都市において、都道府県で行っている業務の多くを取り扱えるようになる市のこと。行政はできるだけ住民の身近なところで行うという地方自治の理念を実現するために、平成6年の地方自治法改正により創設された制度であり、本市は平成27年4月1日より中核市に移行した。中核市移行に伴い、障がい福祉の分野では、身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス等事業者の指定に係る事務等が移譲された。

○デイジー (Digital Accessible Information System) <42>

Digital Accessible Information System の略 (DAISY) で、視覚障がい者など、普通の印刷物を読むことが困難な方のためのデジタル録音図書のこと。

な

○難病 <5>

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別の対策の体系がないもののこと。具体的には「筋萎縮性側索硬化症（A L S）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」など。平成29年4月1日からは26疾病が加わり、358疾病が障害者総合支援法の対象疾病となっている。

は

○発達障がい <5,11>

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能障がいであってその症状が通常低年齢において発現すること。

○法人後見 <17,28>

親族以外の人で後見人に選任される、第三者後見人のひとつ。社会福祉協議会等が法人として、後見人に選任されるもの。他に、第三者後見人として、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職後見人がある。

ま

○盲ろう者向け通訳・介助員 <34,35>

視覚と聴覚の重複障がい者にコミュニケーションや移動等の支援を行う人のこと。障がいの状態(全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴)や、盲ろう者となった経過(点字になじんだ「盲ベース」、手話になじんだ「ろうベース」など)の違いなどにより、指点字、触手話、弱視手話、指文字、手書き文字、ブリスト(紙テープに出力する点字タイプライター)、パソコン通訳、音声通訳などの専門的なコミュニケーション技法を用い支援を行う。

や

○要約筆記者 <28,29,34,35>

要約筆記により聴覚や音声言語機能等に障がいのある人にコミュニケーションの支援を行う人のこと。利用にあたっては、個人で利用する場合に利用者の隣でノートや紙に要約筆記するノートテイクや、複数の方が同時に利用する場合に要約筆記したものスクリーンに拡大して映し出すOHC(オーバーヘッドカメラ)等の方法がある。

第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画
発行 越谷市

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048(964)2111(代表)

編集 越谷市福祉部障害福祉課

越谷市子ども家庭部子育て支援課